

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成25年3月28日

掛川市監査委員 谷 雅 雄

掛川市監査委員 竹 嶋 善 彦

別紙

1 公表の範囲

平成24年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について通知を受けた事項

2 公表の概要

平成24年度行政監査「公金の収納・支出業務における現金の取扱いについて」において指摘した事項

3 講じた措置の内容

【 総務部 】

所属名	指摘事項等	措置状況
行政課	<p>・公文書コピー収入等</p> <p>現金投入式コピー機のため、市民課窓口で領収書を発行するが、利用枚数の確認なしで発行している。市民課での領収書発行について検討されたい。</p>	<p>本複写機は設置後10年以上経過しており、老朽化していることもあり、この機会に複写機の更新を検討した。検討した結果、リース料等の設置費用が増額となるため費用対効果を考慮して更新はしないこととし、複写機を今年度で撤去することにした。</p> <p>戸籍関係届出書のコピーを希望する市民に対しては、市民課に申し出すれば有料(1枚10円)で対応することにした。(平成25年度から)</p>
管財課	<p>・公函閲覧手数料</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p> <p>主管の長による帳簿の検閲が未実施で、現金収納後の金融機関払い込み作業についても複数対応できていないため、帳簿は主管の長による検閲を行い、現金の取扱いは複数対応するよう改善を図られたい。</p>	<p>非常勤職員の分任出納員証が交付された。(H24. 11. 9)</p> <p>行政監査の指摘以降、職員等2名で対応している。(監査日以降実施)</p> <p>月毎の公函閲覧手数料事後調定票により課長の検収を受けている。(10月より実施)</p>
納税課	<p>・市税等</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が</p>	<p>公表については、ホームページ、納入通知書等で公表している。</p>

	<p>未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条の2第6項、掛川市会計規則第18条第3項】</p>	<p>告示については、年度内に対応する。</p> <p>徴収受託者である旨を証する書類の交付については、会計管理者と協議する。(平成24年度中)</p>
--	---	--

【 企画政策部 】

所属名	指摘事項等	措置状況
地域支援課	<p>・二の丸茶室入館料及び使用料、竹の丸入館料及び使用料、湧水亭入館料、清水邸使用料</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示、会計管理者との事前協議が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第3項】</p> <p>使用料は特別な理由がある場合を除き還付しないことが定められているが、使用者の都合による場合も許可を取り消し還付出来ると内規で定めていたため、条例に基づき適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【掛川市行政財産の使用料条例第9条】</p>	<p>公表、告示を実施し徴収受託者証を交付した。(H24. 10. 26)</p> <p>会計管理者との協議を実施した。(H24. 10. 25)</p> <p>対応を検討中である。</p>
	<p>・たまり一な使用料</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示、会計管理者との事前協議が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第3項】</p>	<p>公表、告示を実施し徴収受託者証を交付した。(H24. 10. 31)</p> <p>会計管理者との協議を実施した。(H24. 10. 31)</p>
	<p>・掛川城図等複製品売払収入、掛川城復元誌売払収入</p>	

	<p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示、会計管理者との事前協議が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第3項】</p>	<p>公表、告示を実施し徴収受託者証を交付する予定である。(平成25年度中)</p> <p>会計管理者との協議を実施する予定である。(平成25年度中)</p>
	<p>・果実売払収入</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示、会計管理者との事前協議が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第3項】</p> <p>無人販売を実施しており、領収書を交付していないため検討されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第19条】</p>	<p>公表、告示を実施し徴収受託者証を交付した。(H24. 10. 31)</p> <p>会計管理者との協議を実施した。(H24. 10. 31)</p> <p>販売方法及び領収書の発行について検討中である。</p>
	<p>・二宮尊徳サミット参加者負担金</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業が複数対応できていないため改善を検討されたい。</p>	<p>分任出納員証を交付した。(H24. 11. 6)</p> <p>24年度は事業が終了しており、次年度から複数対応する。</p>
	<p>・生涯学習振興公社文化事業入場料</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>私人に委託可能な事業に該当していないため適正に対処するよう検討されたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条】</p>	<p>対応を検討中である。</p>
<p>市民課</p>	<p>・戸籍、住民票、印鑑証明等手数料</p> <p>出張所窓口で受けとった証明等手数料の金融機関払い込み作業が、複数対応できていないため検討されたい。</p>	<p>出張所の勤務体制は、来所者数等を考慮すると2名体制が適当であり、これ以上増やすことは困難。そのため、出張所勤務2名のうち1名は、本庁勤</p>

	<p>務7名の職員が1週間交替で出向くようにして、職員の固定化を防いでいる。</p> <p>また、日計確認時には、2名にて、レジスターレシートと現金、来所者が提出した証明書等交付申請書を突き合わせして入金漏れの無いことを確認している。出張所開設(H9.3)</p> <p>(現在の勤務体制はH18年度から)</p>
--	---

【 健康福祉部 】

所属名	指摘事項等	措置状況
高齢者支援課	<p>・高齢者生きがい活動支援通所事業雑入</p> <p>滞納整理徴収分についての出納簿が備えられていないため出納簿を作成するよう改善を図られたい。</p>	<p>現金出納簿を作成し、備え付けた。(H25.2.4)</p>
	<p>・介護保険料</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【介護保険法施行令第45条の7】</p>	<p>告示を実施した。(H25.3.25)</p> <p>公表は、ホームページと納入通知書への掲載により実施している。(H24.4.27～)</p>
国保年金課	<p>・後期高齢者医療保険料、使用料及び手数料</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であるため適切な事務処理に努められたい</p> <p>【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条】</p>	<p>告示については、年度内に対応する。(平成24年度中)</p> <p>公表については、ホームページや納入通知書への掲載等により実施している。</p>
保健予防課	<p>・救急医療センター雑入</p> <p>徴収業務の委託契約は、医師会が締結するよう検討されたい。</p> <p>診療収入について、出納員等が直接市の一般会計へ納入しているため適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成25年度から徴収業務の委託契約を医師会が締結する。(H25.4.1)</p> <p>平成25年度から納入者を小笠医師会へ改める。(H25.4.1)</p>

【 環境経済部 】

所属名	指 摘 事 項 等	措 置 状 況
環境政策課	<p>・ 生ごみ処理容器材料費雑入 公金マニュアルが未整備で主管の長による帳簿の検閲も未実施、現金の取扱いを担当者1名が行っていたため、公金マニュアルを整備し、帳簿は主管の長による検閲を行い、現金の取扱いは複数対応するよう管理を徹底されたい。</p> <p>・ 畜犬登録手数料 つり銭を用意していないため、畜犬愛護会金庫内にある現金をつり銭として使用し、預かった手数料は同金庫内で保管している。つり銭を必要とする場合、会計管理者につり銭を請求するよう対応されたい。</p> <p>・ 予防注射済票交付手数料 ○職員等による現金の取扱い つり銭を用意していないため、畜犬愛護会金庫内にある現金をつり銭として使用し、預かった手数料は同金庫内で保管している。つり銭を必要とする場合、会計管理者につり銭を請求するよう対応されたい。 ○私人への収納委託 告示が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。 【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第3項】</p>	<p>生ごみ処理容器材料費の収入については、該当者に納付書を渡し、金融機関で入金する方法に変更した。このことにより市職員が現金を扱うことはなくなった。(H24.12.1)</p> <p>会計管理者へつり銭を請求する。 (H25.3.1)</p> <p>会計管理者へつり銭を請求する。 (H25.3.1)</p> <p>告示については、新年度契約時から実施する。(H25.4.1) 徴収受託者である旨を証する書類については交付する。(H25/3/1)</p>
下水整備課	<p>・ 公共下水道事業分担金及び負担金 ・ 農業集落排水事業分担金及び負担金</p> <p>納付指導臨宅時に現金を受領した場合、預かり証を発行し分任出納員の私印を受領印としている。法的、規則的根拠がないため、その方法に</p>	<p>預かり証での収納は廃止し、納付書での収納のみで行えるよう検討する。 (H25.2.8)</p>

	<p>ついて検討されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第69条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業使用料及び手数料 ・ コミュニティプラント使用料(3団地) ・ 農業集落排水事業使用料及び手数料 <p>○職員等による現金の取扱い</p> <p>納付指導臨宅時に現金を受領した場合、預かり証を発行し分任出納員の私印を受領印としている。法的、規則的根拠がないため、その方法について検討されたい。</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第3項、第69条】</p>	<p>預かり証での収納は廃止し、納付書での収納のみで行えるよう検討する。(H25. 2. 8)</p> <p>公表、告示は実施した。徴収受託者を証する書類の交付は検討する。(H25. 2. 8)</p>
<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠州南部とうもんの里総合案内所使用料 <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付である。また、収納した現金を1ヶ月分まとめて市の会計へ納入しているため適切な事務処理に努め、入金は遅滞なく行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第3項・第19条第3項】</p>	<p>公表、告示を実施し、徴収受託者証を交付する。(2月下旬実施予定)</p> <p>市会計規則の規定により収納日またはその翌日までに納入するよう指導した。(H25. 2. 8)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大淵農村環境改善センター使用料 ・ 山崎農村環境改善センター使用料 <p>執行委任しないまま他課の現金収納事務を行っているため適正に対処されたい。</p>	<p>年度当初のそれぞれ担当者の確認作業のみであったため、文書等による執行委任手続きを行う。(協議・作成H25年2月末、委任手続きH25年4月)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私用電話料(大淵農村環境改善セン 	

	<p>ター)</p> <p>使用頻度が少なく、使用管理人が年2回程度、大須賀支所職員立ち会いにより通帳に記帳しているが、現金出納簿が未作成であるため改善を図られたい。</p>	<p>大淵(アイク)私用電話料出納簿を作成する。</p> <p>(作成H25年2月末、入力H25年3月～)</p>
商工観光課	<p>・掛川市プラザ大須賀使用料</p> <p>執行委任しないまま他課の現金収納事務を行っているため適正に対処されたい。</p>	<p>年度当初の担当者との確認作業のみであったため、文書等による執行委任手続きを行う。(協議・作成H25年2月末、委任手続きH25年4月)</p>

【 都市建設部 】

所属名	指摘事項等	措置状況
都市政策課	<p>・ 駅南、駅北、駐車・駐輪場使用料、物品売払代金</p> <p>○ 私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第3項】</p> <p>機械等から現金を回収した回収記録簿が未作成であったため作成するよう改善を図られたい。</p> <p>【掛川市会計規則第19条第2項】</p> <p>市会計へ収納した金額が正しいことをジャーナルと照合していないため管理を徹底されたい。</p> <p>小笠山麓開発株式会社からシルバ一人材センターへ再委託されているが、再委託が可能な業務であるか検討されたい。</p>	<p>掛川市告示第96号及び第97号により告示した。(H24. 10. 24)</p> <p>徴収事務受託者証を交付した。(H24. 12. 17)</p> <p>回収記録簿に追加することはスペース的に不可能であったため、別表として作成するよう指示した。(H25. 1. 28)</p> <p>平成25年1月分から添付することとした。(H25. 2. 8)</p> <p>平成24. 10月分から収納事務検査を実施し、照合している。また、検査結果書を作成し、所属長まで確認を得ている。(H24. 11. 9)</p> <p>今後、業務の分掌を含めて検討していく。</p>

【 出納局 】

所属名	指摘事項等	措置状況
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書売り払い収入 ・県証紙売りさばき収入 <p>単独出納簿が備えられておらず、両支所については、出納簿が未作成であったため改善を図りたい。</p>	<p>出納簿の様式を修正し、出納局所管分と他部署所管分の収納記入欄を分離したことにより、出納局所管分の収納取扱がわかるように改善しました。(H24. 11. 8)</p> <p>2月14日に両支所の収納取扱状況を現地において確認した結果、大東支所は出納簿が備えられていないため、出納簿を備えるよう指導しました。また、大須賀支所は出納局以外の部署の収納金も含めた形の出納簿が備えられており、記録状況から収納金の種類が判別できるため、現状の出納簿で支障はないと判断した。(H25. 2. 14)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・他課所管の時間外収納金 <p>時間外収入分の納入について、複数対応できていないため改善を検討されたい。</p>	<p>収納金の払込は、出納局隣の銀行派出所で行っており、払込の様子は出納局から確認できるため、1名での払込に問題はないと判断し、現状どおりとします。(H25. 2. 14)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の収納事務の検査 <p>会計管理者は、地方税の収納事務の受託者について、定期及び臨時に収納事務の状況を検査しなければならないが未実施であった。会計管理者として管理を徹底されたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条の2第3項】</p>	<p>平成24年12月に書面によるコンビニエンスストア収納事務委託に係る検査を行い、その結果を12月26日の例月出納検査において監査委員に報告しました。今後、毎年2社を対象に検査を実施していく計画です。(H24. 12. 26)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市会計規則第18条の会計管理者への協議や第59条の分任出納員証の交付について適正な事務執行の指導を徹底されたい。 	<p>平成24年8月に「歳入の徴収又は収納の委託について(照会)」により、私人への委託についての事務手続きの状況を調査した結果、市会計規則第18条の規定に基づき適正に事務手続きが行われていないものがあったため、必要な事務手続きの方法を全庁通知により周知し、適正に事務手続きを行うよう</p>

	<p>に指導します。(H25. 2. 20)</p> <p>分任出納員証の交付については、平成24年4月に「収入金等の収納業務を行う分任出納員について(照会)」により各所属の分任出納員の調査を実施し、現金の収納及び保管を行う非常勤職員に対し分任出納員証を発行しました。分任出納員証が未交付の非常勤職員に対しては出納員からの申請に基づき、随時交付しています。(H25. 2. 20)</p>
--	--

【 議会事務局 】

所属名	指摘事項等	措置状況
議会事務局	<p>・議長交際費(支出)</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p>	<p>議長交際費の支出については、月初めの一括現金支出を廃止し、交際費必要時のみ支出命令書を起案し窓口払いとした。なお、窓口払い受け取りについては、正規職員の対応とした。</p> <p>また、議長交際費用の通帳を解約し、解約に伴い発生した利息と解約利息48円については、一般会計・雑入へ入金処理済(11/8済)である。</p> <p>指摘事項である非常勤職員の分任出納員証未交付については、非常勤職員が現金を取り扱う事が無くなったため対応していない。(H24. 11)</p>

【 教育委員会 】

所属名	指摘事項等	措置状況
学務課	<p>・小学校児童給食費自己負担金、中学校生徒給食費自己負担金、幼稚園児給食費自己負担金、職員等給食費自己負担金、過年度分給食費自己負担金</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p>	<p>出納局に非常勤職員の分任出納員証の申請をし、平成24年11月9日に交付</p>

	<p>【掛川市会計規則第59条】</p>	<p>された。その後、交付された分任出納員証を非常勤職員に渡し携帯するように指示した。(H24. 11. 9)</p>
幼児教育課	<p>・ 保育園保育料 分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。 【掛川市会計規則第59条】</p>	<p>平成25年度より、すこやか給食員、看護師を除く全職員を分任出納員に任命する。(H25. 1. 25)</p>
	<p>・ 延長保育保育料 ※すこやか保育園部 分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。 【掛川市会計規則第59条】 現金出納簿が備えられていないため作成するよう改善を図られたい。</p>	<p>平成25年度より、すこやか給食員、看護師を除く全職員を分任出納員に任命する。(H25. 1. 25) 現金出納簿を作成しました。 (H25. 1. 10)</p>
	<p>・ 一時預かり事業保育料 ※すこやか保育園部 分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。 【掛川市会計規則第59条】 現金出納簿が備えられていないため作成するよう改善を図られたい。</p>	<p>平成25年度より、すこやか給食員、看護師を除く全職員を分任出納員に任命する。(H25. 1. 25) 現金出納簿を作成しました。 (H25. 1. 10)</p>
	<p>・ 日本スポーツセンター掛金保護者負担金 分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。 【掛川市会計規則第59条】 現金出納簿が備えられていないため作成するよう改善を図られたい。 集金袋に幼稚園等の取扱職員の私印を押印し領収書としているため対応を検討されたい。</p>	<p>平成25年度より、すこやか給食員、看護師を除く全職員を分任出納員に任命する。(H25. 1. 25) 現金出納簿を作成しました。 (H25. 1. 10) 集金袋への押印は、領収書ではなく、集金確認と捉える。 担当者のところに集まった現金を公金と位置づける。 幼児教育課からの請求金額を金融機関にて振り込む。これが、領収書となる。(H25. 1. 25)</p>
	<p>・ 預かり保育保育料 ※三笠幼稚園 現金出納簿が備えられていないため作成するよう改善を図られたい。 現金収納後、金融機関に払い込む作業について複数対応できていない</p>	<p>現金出納簿を作成しました。 (H25. 1. 25) 2人で対応している。(H25. 1. 25)</p>

	<p>ため、改善を検討されたい。</p> <p>公金マニュアルが整備されていないため改善を図られたい。</p>	<p>既に整備されていた。(H25. 1. 25)</p>
	<p>・幼稚園保育料、過年度分幼稚園保育料、幼稚園園児給食費自己負担金</p> <p>分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p>	<p>平成25年度より、すこやかな給食員、看護師を除く全職員を分任出納員に任命する。(H25. 1. 25)</p>
社会教育課	<p>・吉岡弥生記念館入場料、吉岡弥生記念館健康づくり推進事業雑入</p> <p>市会計への納入が週に1回程度であったため入金は遅滞なく行われたい。</p> <p>【掛川市会計規則第69条第3項】</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業について複数対応できていないため、改善を検討されたい。</p>	<p>会計規則どおりの対応をすべきものでありますが、現状の施設職員の人員配置(最大3名体制)、来客対応(団体客への説明対応や入館対応)その他の事務連絡処理等により一時的な閉館対応は現実に即さないなど物理的に対応が困難ではありますが、複数で対応できるよう検討します。(H25. 2. 25)</p>
	<p>・小中学校屋内運動場使用料</p> <p>○職員等による現金の取扱い</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業について複数対応できていないため、改善を検討されたい。</p> <p>他の業務のつり銭を利用している。</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示、会計管理者との事前協議が未実施であると共に、徴収受託者である旨を証する書類が未交付であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第3項】</p>	<p>会計規則どおりの対応をすべきものでありますが、教育委員会社会教育課以外での、現状の施設職員の人員配置では、一時的な閉館対応は現実に即さないなど物理的に対応が困難ではありますが、複数で対応できるよう検討します。(H25. 2. 25)</p> <p>専用のつり銭を用意します。</p> <p>告示、公表を行い、徴収受託者の証明を交付します。会計管理者とも協議します。(H25. 4. 1)</p>
	<p>・掛川球場整備寄附金</p> <p>私人への委託契約行為等が無いままに、寄附金の回収事務を行わせて</p>	<p>委託契約に寄付金回収事務を記載します。</p>

<p>いるため適正に対処されたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第2項、第3項】</p> <p>募金箱から回収した現金の金融機関払い込み作業について複数対応できていないため改善を検討されたい。</p> <p>募金箱を就業時間以外の時間に施錠保管していないため適切な管理を徹底されたい。</p>	<p>会計規則どおりの対応をすべきものでありますが、教育委員会社会教育課以外での、現状の施設職員の人員配置では、一時的な閉館対応は現実に即さないなど物理的に対応が困難ではありますが、複数で対応できるよう検討します。(H25. 2. 25)</p> <p>募金箱を施錠保管します。(H25. 4. 1)</p>
<p>・文化財シリーズ売払収入</p> <p>私人への委託契約行為等が無いままに、書籍の販売事務を行わせているため適正に対処されたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第2項、第3項】</p>	<p>平成24年度から販売取扱い契約を締結しましたが、告示、公表がされていませんでした。</p> <p>告示、公表を行い、徴収等受託者の証明を交付します。会計管理者とも協議します。(H25. 4. 1)</p>
<p>・掛川市史売払収入、大東書籍売払収入</p> <p>分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。【掛川市会計規則第59条】</p> <p>書店、シオーネ、シートピアにて販売する際、平成23年度の販売実績はなかったが、私人への委託契約行為等が無いままに、書籍販売事務を行わせているため適正に対処されたい。</p> <p>【地方自治法施行令第158条第2項、掛川市会計規則第18条第1項、第2項、第3項】</p>	<p>出納局へ交付申請を行い、非常勤職員に分任出納員証を交付します。(H25. 4. 1)</p> <p>書籍の販売取扱い契約を締結します。(H25. 4. 1)</p>
<p>・スポーツ推進委員会講座等受講料</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業について複数対応できていない</p>	<p>分任出納員証を交付します。</p> <p>現金収納後の払い込みを複数職員で対応します。</p>

	<p>ため、改善を検討されたい。</p> <p>現金出納簿が備えられていないため作成するよう改善を図られたい。</p>	<p>現金出納簿を備えます。</p> <p>(H25. 4. 1)</p>
図書館	<p>・大須賀図書館コピー収入</p> <p>非常勤職員の分任出納員証が未交付であったため適正に対処されたい。</p> <p>【掛川市会計規則第59条】</p>	<p>分任出納員証交付申請を経て、作成された分任出納員証(4名分)を、非常勤職員に交付した。</p> <p>(交付申請H24. 10. 24、証交付H24. 11. 9)</p>

【 水道部 】

所属名	指摘事項等	措置状況
水道総務課	<p>・水道使用料</p> <p>○職員等による現金の取扱い</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業が複数対応できていないため改善を検討されたい。</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>公表、告示が未実施であるため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方公営企業法施行令第26条の4】</p>	<p>1名で金融機関に払い込みを実施しているのが現状である。</p> <p>人員減の状況からも2名で払い込み作業を毎日行うのは困難なため、動産総合保険を掛けている。また、現金輸送職員とは別職員が現金を確認している。</p> <p>コンビニ及び金融機関等の告示、公表は実施済み。(H25. 1. 24)</p>
	<p>・水道加入金、手数料(使用証明)、審査手数料(設計審査手数料)</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業が複数対応できていないため改善を検討されたい。</p>	<p>1名で金融機関に払い込みを実施しているのが現状である。</p> <p>人員減の状況からも2名で払い込み作業を毎日行うのは困難なため、動産総合保険を掛けている。また、現金輸送職員とは別職員が現金を確認している。</p>
	<p>・その他雑収益(コピー代)</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業が複数対応できておらず、当日または翌日、入金しなければならないが、1ヶ月毎入金している。また、受けとった現金を施錠保管していない</p>	<p>1名で金融機関に払い込みを実施しているのが現状である。</p> <p>人員減の状況からも2名で払い込み作業を毎日行うのは困難なため、動産総合保険を掛けている。また、現金輸</p>

	<p>いため管理を徹底すると共に入金はや遅滞なく行われたい。</p> <p>【掛川市水道事業会計規程第22条及び同条2項】</p>	<p>送職員とは別職員が現金を確認している。</p> <p>コピー代金受付表とコピー代金を、毎日確認を行い、金庫に保管し、1ヶ月数回入金します。(H25.2.1)</p> <p>金庫に保管する。(H25.2.1)</p>
--	---	--

【 市立総合病院 】

所属名	指摘事項等	措置状況
経営企画課	<p>・職員給食自己負担金</p> <p>公金マニュアルが未整備で受領した現金の金融機関払い込み作業が複数対応できていなかった。また、領収書を発行せず、個人の集金袋に私印を押印し領収書に代えているため適切な事務処理に努められ、管理を徹底されたい。</p> <p>【掛川市病院事業会計規則第16条】</p>	<p>①賃金から引き去りを行うことにより、職員が直接現金を取り扱うことがなくなる。平成24年11月賃金支給から実施。(H24.11.30)</p> <p>②①の対策をすることで、公金マニュアルの整備は不要となる。</p>
医事課	<p>・診療収入</p> <p>○職員等による現金の取扱い</p> <p>現金収納後、金融機関に払い込む作業が複数対応できていないため改善を検討されたい。</p> <p>○私人への収納委託</p> <p>告示が未実施であった。また、受領印について、委託先のものを使用していないため適切な事務処理に努められたい。</p> <p>【地方公営企業法施行令第26条の4、掛川市病院事業会計規則第16条】</p>	<p>金融機関への払い込みは、医事課内で行われているが、必ず2名体制で行うようにした。(H24.10.30)</p> <p>「告示」済み。(H25.2.14)</p> <p>地方公営企業法施行令第26条の4に規定する管理規程(掛川市立総合病院会計規則)には、私人に対する領収印の貸与規程は定めていないが、委託者が取り扱う領収書を明確にするため、納入通知書兼領収書及び納入済通知書の双方に赤字で「収納事務受託者取扱」を押印して区別している。(H24.11)</p>
	<p>・複写機使用料</p> <p>担当部署の明確化を図り、委託契約の内容確認を実施し、適正に対処されたい。</p>	<p>仕様書には、複写機使用料徴収が明文化されていないが、「5.書類受付業務」のうち「レントゲンフィルムのコピー依頼及び会計処理、請求者への</p>

連絡・発送、依頼文書のコピー・貼付」の一環として患者からの診断書等のコピー依頼と会計処理を一連の行為と解釈して24年度については継続することで受託者との協議が一致した。

25年4月の仕様書には、明文化する予定である。

また、支払いに使用する納入通知書(白伝票)には、取扱者の署名をすることで責任の所在を明確にすることとなった。(H24.11)